

江差町告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、江差町が令和5年度及び令和6年度に発注する物品の購入、物品の賃貸借及び業務の委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

令和 4年10月21日

江差町長 照井 誉之介

第1 営業の種目

この告示において対象とする物品の購入、物品の賃貸借、業務の委託等の種類については、次の表に掲げるとおりとする。

（1）物品の購入

大分類	中分類	主な品目
01 産業用機械器具・電気機械器具	01 産業用機械器具	ボイラー、原動機、ポンプ、屋内用クレーン、産業用ロボット、送・排風機、冷凍機、油圧・空圧機器
	02 産業用電気機械器具	発電機器・変電機器、受発電設備、モーター、空気清浄機、空調機器、自動制御装置、屋外照明器具、水道施設用発電機、水道施設用ポンプ類、電磁流動計・超音波流量計、無停電電源装置、コンプレッサー
02 農林業・建設機械器具	01 農林業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用・養鶏用機器、芝刈機、噴霧機、刈払機、農機具等
	02 建設機械	ブルドーザー、ロードローラー、杭打機、削岩機、クレーン、グレーダー、パワーショベル、道路管理車両用部品・装置等
	03 工作用機械	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス機械、切断機、溶接機・溶断機、測定器具（マイクロメーター、ゲージ類）、電動工具、木工機械等
03 通信用機械器具・券売機等	01 通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ、電話機、無線機、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、レーダー装置、館内放送放映設備、監視カメラ
	02 消防用緊急通報装置	緊急通報システム機器
	03 券売機等	券売機、両替機、自動料金収納機、自動販売機
04 精密機械器具・医療機器	01 理科学機器・メーター	水道メーター、ガスメーター、分析機器（光、クロマト、ガスほか）、光学機器、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、音響測定機器等
	02 医療用機器	生体検査機器、検体検査機器、治療用機器、調剤器具、歯科用機器、介護用機器、除細動器、電動車椅子、車椅子、医療・介護用ベッド、心電計、CTスキャナー、X線装置
05 厨房用機械器具・家具・什器	01 厨房用機械器具	流し台、調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、冷凍・冷蔵庫（業務用）、消毒保管庫
	02 家具、什器	机、椅子、木製家具、鋼製家具、書庫、ロッカー、移動棚、什器
	03 室内装飾等	パーテーション、カーテン、ブラインド、畳等

大分類	中分類	主な品目
06 車両・輸送機械	01 自動車・自転車（付属品を含む）	乗用車、貨物車、軽自動車、自動二輪車、特殊車両、自動車架装、原付自転車、自転車、車両部品、スノーモビル、タイヤ、タイヤチェーン
	02 救急車・消防車	救急車、消防車（架装を含む）
	03 除雪車両	除排雪車両、除雪機、融雪機
	04 バス	バス
	05 船舶・航空機	船舶、ボート、航空機、ヘリコプター、ドローン
07 建築資材・原材料	01 コンクリート・セメント	生コンクリート、アスファルト混合物、常温合材、乳剤、セメント、汚泥固化セメント、砕石、砂利・砂、舗装材、骨材、火山灰、道路用製品、陶管、ブロック、煉瓦、コンクリート製品
	02 鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品	鉄鋼製品、鋼材、ガードレール、ワイヤーロープ、鉄線、鋼製ジョイント、グレーチング、鉄蓋
	03 電線・絶縁材料	電線、電力ケーブル、架線材料、絶縁材料、がいし
	04 木材・木工品	木材、合板、竹材、木工品等
	05 給水装置材料	給水装置材料、水道資材
	06 仮設資材	組立ハウス、簡易物置・車庫、仮設トイレ等
	07 建築金物・塗料、ガラス	建築金物、工道具・工具、塗料・錆止め、ガラス、サッシ等
	08 造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
08 情報処理機器・事務用機器・家庭用電気器具	01 情報処理機器	パソコン、サーバ、プリンタ、周辺機器、磁気媒体、ソフトウェア、情報処理機器に係る消耗品
	02 事務用機器	シュレッダー、複写機、印刷機、製本機・紙折機、プロジェクター、スクリーン、事務用機器に係る消耗品
	03 カメラ・映像機器	カメラ、撮影機、映写機
	04 家庭用電気器具	テレビ、エアコン、冷蔵庫（家庭用）、洗濯機、電子レンジ、照明器具、掃除機、電池等
09 繊維・皮革製品	01 繊維製品	制服、事務服、作業衣、防寒衣、布団、毛布、寝袋
	02 皮革製品	革手袋、ゴム長靴、ゴム手袋、雨衣、カバン
	03 その他繊維・皮革製品	業務用テント、シート
10 工業薬品・農薬・火薬・防疫剤・融雪剤等	01 工業薬品・火薬	凝集剤、消泡剤、消石灰、ボイラ水処理剤・冷却水処理剤、高圧ガス類、火薬
	02 農薬	除草剤、農業用殺虫剤等
	03 防疫剤	防疫用殺虫剤、殺鼠剤等
	04 防滑剤・融雪剤	凍結防止剤、融雪剤等
11 医薬品・医療用品	01 医薬品	医療薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素等
	02 医療用品・介護用品	紙オムツ、スピッツ管、ショックパンツ
12 燃料	01 車両燃料・暖房燃料等	白灯油、プロパンガス、ガソリン、A重油、木炭、薪
13 文房具事務用品・図書・学校教材等	01 文房具事務用品、用紙類	文房具類、コピー用紙、その他の用紙、封筒、電卓等
	02 書籍・図書等	書籍、雑誌、新聞
	03 学校教材・保育用教材	学習教材、教育機器、理科実験機器、視聴覚教育教材、保育用教材、レジャー用品、玩具
	04 運動用品、楽器	運動用品、運動器具、武道具、運動衣・運動帽、洋楽器、和楽器、楽譜、音楽CD、DVD
	05 遊具	学校遊具、公園遊具

大分類	中分類	主な品目
14 家庭雑貨・食料品	01 家庭雑貨・清掃用品	家庭金物、家庭雑貨、石鹸・洗剤、清掃用品、食器類、娯楽品、トイレットペーパー、ゴミ袋、ダンボール、発泡スチロール製品等
	02 食料品・飲料	野菜、果物、食肉、米、魚介、麺類、調理加工食品、油脂・調味料、菓子、嗜好飲料
15 消防・防災用品・道路標識・看板等	01 消防・防災用品	消防用ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、保護具、ヘルメット、消火器、防災用品、災害用備蓄食糧、防犯ブザー、防災資機材
	02 標識・看板等	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯、セーフティコーン
16 その他	01 看板・展示品	看板、掲示板、横断幕、懸垂幕、
	02 天幕・旗	天幕、旗、のぼり、腕章、ワッペン、緞帳、暗幕
	03 印章・ゴム印	印章、ゴム印
	04 舞台装置	舞台装置、舞台照明
	05 選挙専用物品	投票箱、記載台、自動読取機、選挙専用物品
	06 時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡
	07 バッジ・トロフィー	バッジ、カップ、トロフィー、メダル、盾
	08 着ぐるみ・バルーン	着ぐるみ、バルーン
	09 美術工芸品	彫刻、絵画、レリーフ、モニュメント等
	10 動物	動物、家畜
	11 電力業	電力供給等
	10 その他	上記の分類によりがたい品目

(2) 物品の賃貸借

大分類	中分類	主な品目
17 情報処理機器・事務用機器・通信用機器リース	01 情報処理機器のリース	パソコン、プリンタ等の賃貸借
	02 事務用機器のリース	シュレッダー、印刷機、製本機等の賃貸借
	03 通信用機器のリース	電話機、ファクシミリ、電話交換機等の賃貸借
18 自動車等のリース	01 自動車のリース	乗用車、軽自動車等の賃貸借
	02 建設機械等のリース	重機、建設用機械、農業用機械等のリース
19 その他のリース	01 仮設トイレ・プレハブ等のリース	仮設トイレ、プレハブ等の賃貸借
	02 その他のリース	上記の分類によりがたい品目

(3) 業務の委託、役務の提供

大分類	中分類	主な品目
20 運輸・旅行	01 運輸	旅客運送、貨物運送、給食配送、タクシー運送、バス運送、航空運送
	02 旅行	旅行代理、旅行業
21 情報サービス	01 ソフトウェア、情報処理	ソフトウェア開発、情報処理サービス、システム保守
	02 情報通信サービス	気象・防災等の情報提供
22 調査・研究	01 検査・分析	大気測定、水質検査、土壌分析、アスベスト測定、ダイオキシン類測定、悪臭測定、科学物質測定検査、作業環境測定
	02 都市計画・交通関係調査	都市計画関係調査、交通量調査、住居表示
	03 土木・水系関係調査	地質・地盤調査、路面性状調査、耐震耐力度調査、地形・砂防調査、河川・水理調査
	04 市場調査	市場調査、費用便益分析調査
	05 不動産鑑定・調査	不動産鑑定、土地境界等調査

大分類	中分類	主な品目
23 施設管理	01 建物清掃	建物清掃
	02 建物環境衛生管理	室内空気環境測定、水質検査、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等防除
	03 施設警備業	常駐警備、巡回警備、機械警備
	04 その他警備業	交通誘導警備、身辺警備
	05 電気設備保守	電気保安管理)
	06 機械設備保守	給排水設備保守、空調設備保守、冷暖房設備保守、衛生設備保守、自動ドア保守、エレベーター保守、舞台設備保守
	07 消防用設備保守	消防用設備保守
	08 地下タンク保守	地下タンク保守
	09 ボイラー等運転操作、清掃・保守	ボイラー等運転操作、清掃、保守
	10 浄化槽清掃・保守	浄化槽清掃、保守
24 写真・映像製作・企画・広告	01 写真・製図	写真撮影、航空写真撮影、図面作成
	02 映像制作・放送	映像制作、映画配給、放送業
	03 イベント企画	イベント企画・運営、セミナー等企画・運営
	04 デザイン企画	デザイン
	05 ホームページ作成	ホームページ作成
	06 広告代理	広告代理、新聞・雑誌広告、車内広告等
25 印刷	01 出版・印刷業	一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、その他の印刷、製本
26 クリーニング	01 クリーニング	普通洗濯業、リネンサプライ、寝具消毒・乾燥
27 車両整備業	01 車両整備業	自動車整備（修繕）、車検
28 廃棄物処理	01 一般廃棄物処理	し尿収集運搬・処分、ごみ収集運搬・処分
	02 産業廃棄物処理	産業廃棄物収集運搬・処分、特別管理産業廃棄物収集運搬・処分
	03 その他廃棄物処理	
29 その他	01 医療業、保健衛生サービス業	健康診断、診療報酬請求、臨床検査
	02 給食業	給食業、食器洗浄
	03 通訳・翻訳業	通訳・翻訳業
	04 除雪サービス業	除雪、排雪
	05 草刈・樹木等管理	草刈、樹木等管理・伐採、森林造林・保育
	06 上下水道施設等維持管理	水道メーター取替、上水道施設清掃、洗管、下水道施設運転管理、下水道メーター検針
	07 害鳥獣虫防除・駆除	害虫駆除、鳥獣駆除、害獣駆除
	08 労働者派遣	イベント人材派遣、保育・託児
	09 その他	上記分類によりがたい業種

第2 資格要件

1 資格審査の基準日

資格要件の審査における基準日は、令和5年1月1日とする。

資格申請は、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。

2 基本的な資格要件

競争入札に参加する資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。

- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税、江差町税を滞納している者でないこと。
- なお、納税要件の対象となる具体的な税目については、次の表のとおりとする。

税の区分	具体的な税目
国税	法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税
都道府県税	個人都道府県民税・地方消費税を除く都道府県税
江差町税	法人町民税、個人町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

- (4) 審査基準日時点において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者を言う。）に該当しないこと。

3 営業種目、契約の種類による資格要件

営業種目、契約の種類による競争入札への参加資格の要件は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 営業種目ごとに、登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業種目については、当該登録、免許又は許可等を受けていること。
- (2) 個別の契約等の種類による資格要件は次の表のとおりとする。

契約等の種類	資格要件
印刷物の製造	印刷物の製造に必要な印刷機等を所有（リースしている場合を含む。）していること。
ボイラー等運転業務	従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格を有する者又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了した者が1人以上いること。
庁舎等建物清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。
庁舎等警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。 同法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。
情報処理業務	従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）について

は、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する基本的な資格要件のうち営業年数に係る要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行なう官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有するものである者が構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 定期申請の時期

定期の資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2)から(4)に掲げる者以外の者
令和5年2月1日（水）から令和5年2月24日（金）まで
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1)に定める時期又は当該証明を受けたとき
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期又は当該企業組合又は協業組合が設立されたとき

2 随時申請の時期

随時の資格審査の申請は、令和5年4月1日以降に行うことができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、別に定める申請書類の様式により作成した申請書類を財政課財政係に提出することにより行わなければならない。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続き

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知を行った日から令和7年3月31日までとする。

2 更新手続き

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新を行わなければならない。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 第2に規定する資格要件（第2の2の(3)に規定する資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の変更申請等

1 変更審査の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の変更申請を行わなければならない。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡、又は会社の分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者
- (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

2 変更申請の方法

変更申請しようとする者は、財政課財政係に、別に定める変更申請書類の様式により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

3 変更届の提出

次のいずれかの事項を変更した場合は、財政課財政係に、速やかに、別に定める変更届の様式により作成した届出書を提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 資本金
- (5) 組織
- (6) 電話番号（本店）
- (7) 支店等の名称
- (8) 主たる事業